

旭川市総合計画の策定手法に係る報告書

平成26年 月
旭川市総合政策部

目 次

- 1 次期総合計画の策定について
 - (1) 計画策定の趣旨
 - (2) 計画の位置付け
 - (3) 計画の期間及び構成
- 2 旭川市総合計画策定に係る懇談会の設置
- 3 策定体制について
 - (1) 策定体制
 - (2) スケジュール
 - (3) 策定手法について
- 4 市民提言組織について
 - (1) 名称
 - (2) 設置目的
 - (3) 構成及び検討内容
 - (4) 人数
 - (5) 期間
 - (6) 開催回数
 - (7) 分科会構成
 - (8) 分科会の進め方
- 5 子ども・学生グループについて
 - (1) 人数
 - (2) 期間
- 6 地域まちづくり推進協議会について
- 7 各ワーキンググループ（産業界等）について
- 8 関係機関について
- 9 現時点における本市のまちづくりの姿勢

資料

- ・懇談会メンバー名簿
- ・開催経過
- ・旭川市総合計画策定に係る懇談会運営要綱

- ・資料1 次期総合計画策定体制イメージ図
- ・資料2 次期総合計画策定スケジュール
- ・資料3 市民提言組織の組織、構成及び検討内容
- ・資料4 市民提言組織における分科会構成
- ・資料5 市民提言組織の運び
- ・資料6 現時点における本市のまちづくりの姿勢

1 次期総合計画の策定について

(1) 計画策定の趣旨

第7次旭川市総合計画の策定から約8年が経過したが、本市においては、少子高齢化による人口減少が進み、地域の間関係が希薄となる中で、人と人との結びつきの重要性が再認識されている。また、社会情勢の変化や価値観の多様化などにより市政に対する市民ニーズが変化している。

こうした現状を踏まえ、将来にわたって活力と安心に満ち、支え合って暮らせるまちの実現に向け、市民と市がまちづくりに関する理念や仕組みを共有してまちづくりを更に前へ進めるために、「旭川市まちづくり基本条例（以下「まちづくり基本条例」という。）」の策定を進めており、平成26年第1回定例会へ提案している。

平成23年の地方自治法の改正により、基本構想の策定義務がなくなり、策定は市町村の判断に任されたところであるが、本市が直面する様々な課題に対応していくためには、市民と市が目指す都市像を共有し、その実現に向けて、これまで以上にそれぞれの役割を果たし、共に力を合わせてまちづくりを進めていかなければならない。

このため、現計画の期間終了に併せ、平成28年度からの新たなまちづくりの指針となる総合的な計画（以下「総合計画」という。）を策定する。

(2) 計画の位置付け

総合計画は、本市市政運営における最上位の計画であり、策定に当たっては、これまで「まちづくり基本条例」の策定で積み上げてきた成果を生かすとともに、条例の趣旨に基づいて検討を進めることが重要である。

「まちづくり基本条例」第17条第2項で総合計画の策定についてを規定しており、条例が制定されれば、総合計画の法的根拠となる。

また、同条第3項においては、総合計画の「基本的事項」について議会の議決を得なければならないとしている。

(3) 計画の期間及び構成

社会経済情勢に対応した行政運営を進めていくために、本市の中長期的な方向性を示すことは、安定性、継続性の面で効果があるが、総合計画の構成や期間については、従来の構成（総合計画＝基本構想と基本計画）や10か年の計画期間を前提とすることなく、改めて検討する必要がある。

また、今後とも税収増が見込めず、財源に限られる中での行政運営になることが予想されるため、現計画の推進状況について検証し、施策の優先順位や効果的な財源配分を行う手法等の検討が重要である。

以上のことから、新たな総合計画の構成及び期間について検討し、平成26年度中に決定するものとする。

2 旭川市総合計画策定に係る懇談会の設置

総合計画の策定に当たっては、「まちづくり基本条例」の趣旨に基づき、市民主体の提言組織（以下「市民提言組織」という。）を設置するなど、多様な市民参加の手法を用いながら効果的に策定を進めていく必要がある。

このため、市民との協働やコーディネート実績のある市内高等教育機関の学識経験者で構成する「旭川市総合計画策定に係る懇談会」を設置し、市民提言組織の概要やその運営に関する事など策定手法全般についての意見交換を行った。

3 策定体制について

(1) 策定体制・・・資料1

① 策定体制の考え方

策定組織は、「まちづくり基本条例」の基本理念に基づき、次のとおりとする。

「ひと」→市民提言組織，子ども・学生グループ

「地域」→地域まちづくり推進協議会

「まち」→各ワーキンググループ（産業界等）

「広域」→関係機関

② 庁内における策定体制

- ・旭川市総合計画策定推進本部
- ・職員ワーキンググループ

③ 審議会

- ・旭川市総合計画審議会

(2) スケジュール・・・資料2

① 平成26年度

- ・市民提言組織の設置
- ・地域まちづくり推進協議会による検討
- ・職員ワーキンググループ等の設置
- ・策定方針の作成
- ・素案の作成，骨子の意見提出手続の実施

② 平成27年度

- ・審議会へ素案を諮問
- ・意見提出手続の実施
- ・議会への上程

(3) 策定手法について

- ・策定の早い段階からの市民参加による検討を行う。
- ・多様な市民参加を得るための工夫を行う。
- ・高等教育機関の知の活用や各高等教育機関同士の連携を活用する。
- ・市民提言組織等において議論が効果的に行われるような運営体制とする。

4 市民提言組織について

(1) 名称

「(仮称) 総合計画市民検討会議」

(2) 設置目的

幅広い立場の市民意見を計画の策定に生かすため，次期総合計画策定の参考となる要素をまとめ，提言することを目的とする。

(3) 構成及び検討内容・・・資料3

① 構成

- 市民中心の検討組織として、学識経験者や公募市民などで構成する。
- ・各分科会のコーディネーター，記録係は大学生
 - ・全体コーディネーターは，学識経験者
 - ・職員ワーキンググループも参加する。

② 検討内容

- 次期総合計画を構成する基本的な事項の洗い出しや素案の作成を行う。
- ・次期総合計画に盛り込むべき事項，内容等の検討に関する事。
 - ・次期総合計画の策定に係る企画立案及び広報等に関する事。
 - ・上記に掲げるもののほか，次期総合計画の策定に必要な事項に関する事。

(4) 人数

4分科会 各10名，うち公募2名 (合計) 40名程度

(5) 期間

平成26年5月～10月

(6) 開催回数

全体会議 2回程度
分科会 4回程度
代表者会議 必要に応じて

(7) 分科会構成・・・資料4

第1分科会	(福祉・子育て)
第2分科会	(教育・文化)
第3分科会	(安全・都市基盤)
第4分科会	(産業・交流)

(8) 分科会の進め方・・・資料5

- ・メンバーが本市のおかれた状況を共有の認識とすること。
- ・できるだけ意見を言いやすい環境づくり，工夫を行うこと。
- ・効率的な会議運営に心がけること。
- ・合意形成の手法
合意に至った意見→提言へ(長期・短期の別，優先度，実現可能性の観点)
合意に至らない意見→個人意見とするか

5 子ども・学生グループについて

これからのまちづくりを担う，子どもや学生などからの意見も取り入れるよう検討を行う。

(1) 人数
小学生5名，中学生5名，高校生5名，大学生5名 （合計）20名程度

(2) 期間
平成26年7月～8月

6 地域まちづくり推進協議会について

地域まちづくり推進協議会と連携し，地域における市民意思の把握に努める。

7 各ワーキンググループ（産業界等）について

産業界等と連携し，様々な産業関係者の意見の把握に努める。

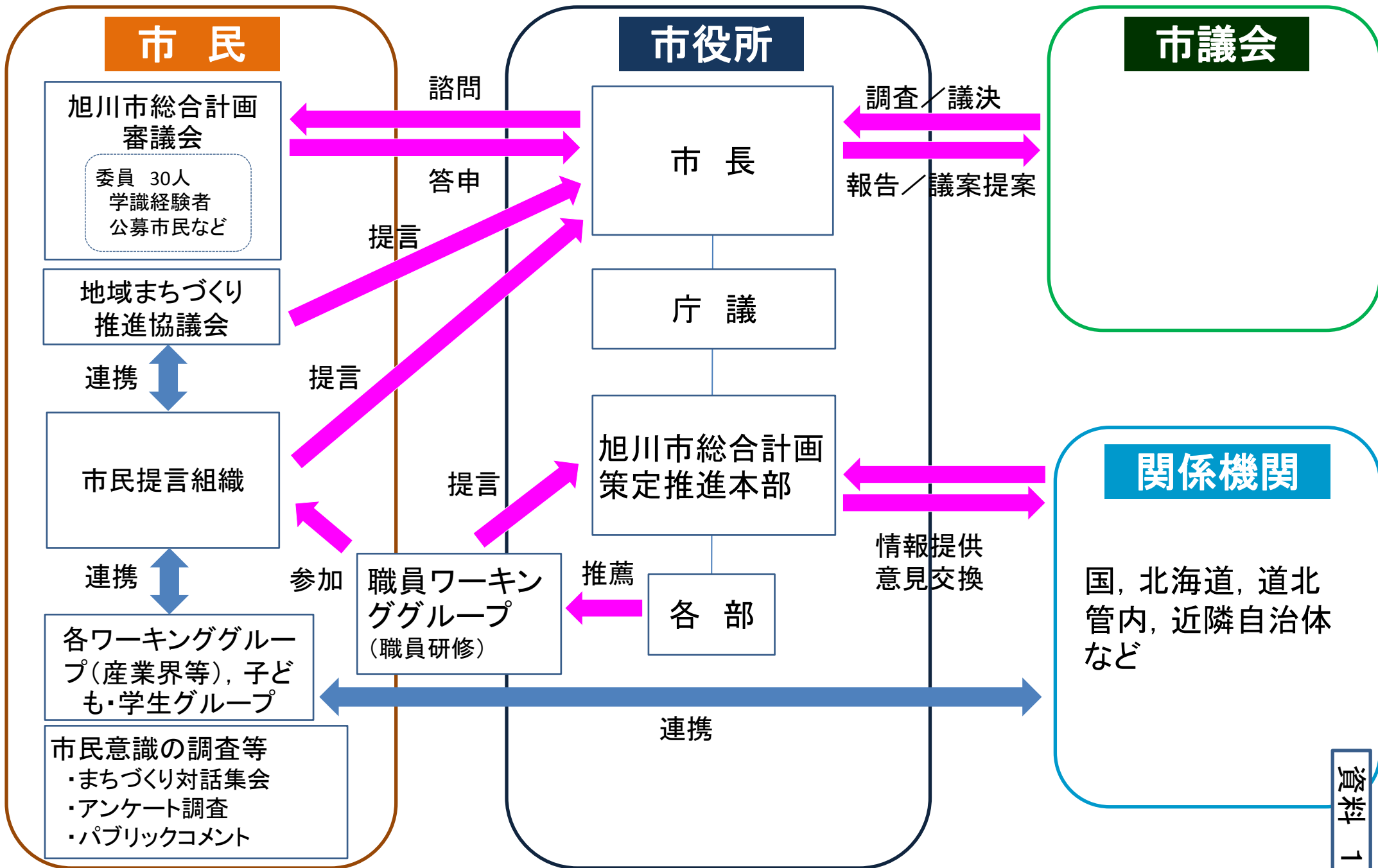
8 関係機関について

国，北海道，道北管内，近隣市町村との意見交換等を行う。

9 現時点における本市のまちづくりの姿勢・・・資料6

- ・まちづくり基本条例の4つの理念毎に課題と今後の方向性を整理。
- ・この考え方に基づき策定を進めていく。

次期総合計画策定体制イメージ図



次期総合計画策定スケジュール

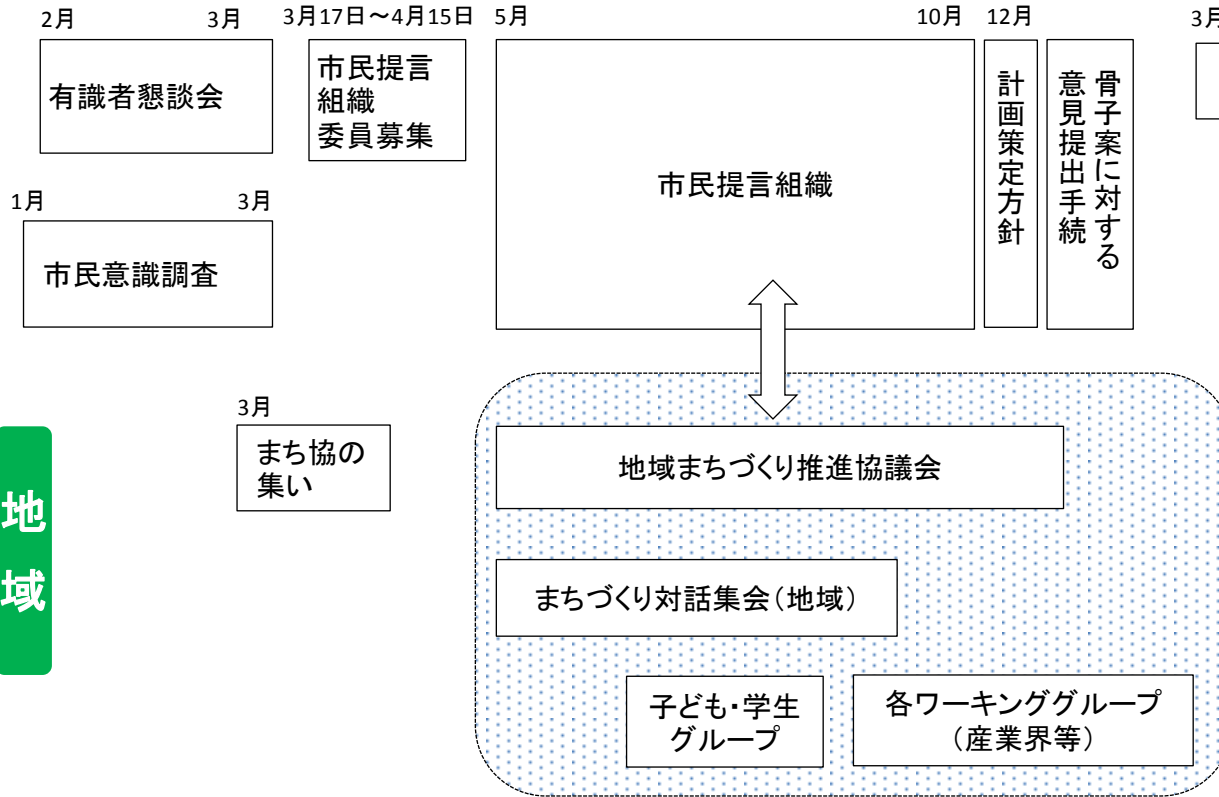
H25

H26

H27

市民

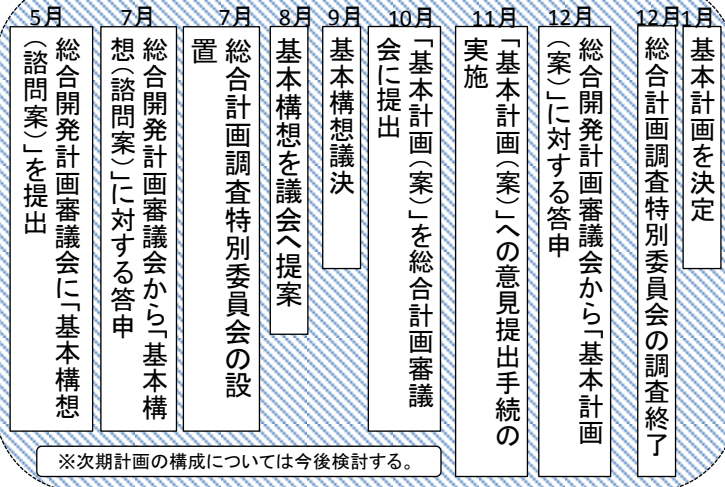
地域



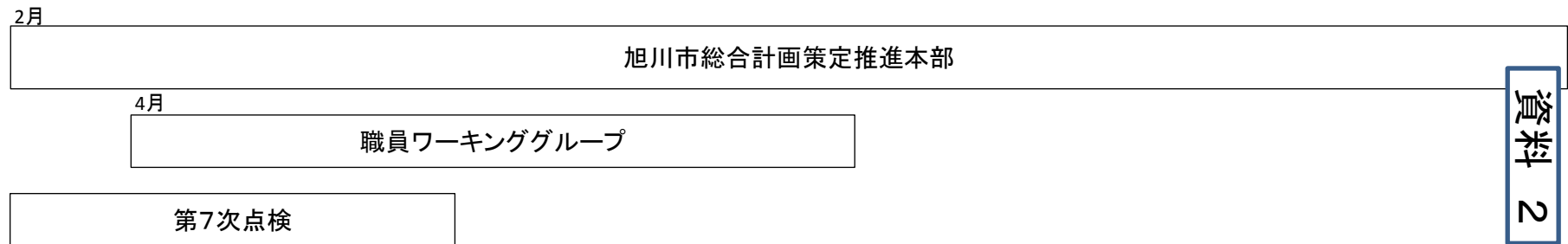
総合計画審議会

市民アンケート調査

<参考>7次計画のスケジュール(H17)



庁内



議長	1名	学識経験者
副議長	1名	各種団体推薦, 公募市民
座長	4名	学識経験者 各分科会において進行, 意見のとりまとめ役 代表者会議に出席し, 全体の進行役も担う。
副座長 (1分科会2名)	8名	学識経験者及び各種団体推薦もしくは公募市民 座長を補佐するとともに, 代表者会議に出席する。

全体会議

- ・初回と最終回に開催
- ・各分科会の意見を取りまとめる場

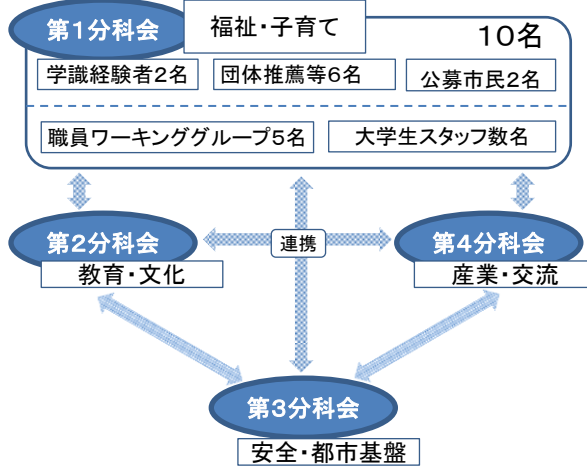
分科会

- ・各テーマを掘り下げて議論し提言をとりまとめる。

【構成】

座長 各1名
副座長 各2名
メンバー各7名
(計) 10名×4

(合計) 40名

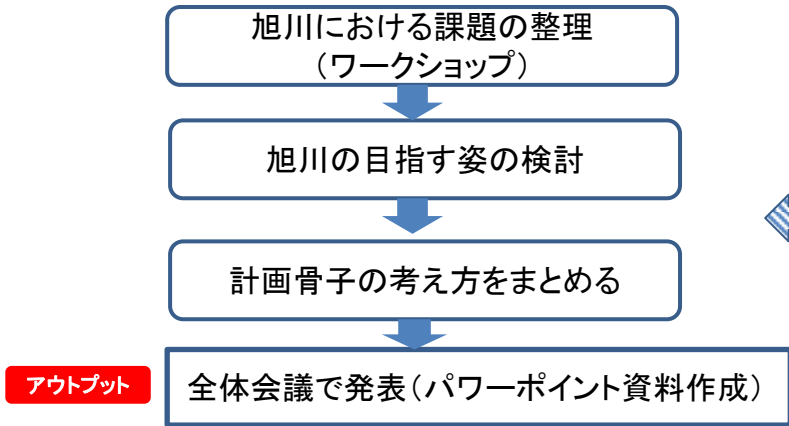


代表者会議

・座長会議

議長 1名
副議長 1名
座長 4名
副座長 8名
(合計) 14名

【各分科会における検討の流れ】



【代表者会議の役割】

- 分科会間の検討
テーマ, 論点の調整
- 分科会間の進行状況
把握
- 計画骨子をまとめる
(提言書の作成)
- 全体会議の準備
- 市民発表会の準備

職員ワーキンググループ

- ・職員としての知識と経験を
生かすとともに, 市民提言組
織に参画し, 市民と協働で
議論し, 提言をまとめる。

リーダー 1名
サブリーダー 1名
メンバー
(合計) 20名

参加

市民提言組織における分科会構成

	名 称	分 野 (例示)
分 野 別 分 科 会	第1分科会 (福祉・子育て)	健康づくり, 保健・医療, 児童福祉, 子育て, 高齢者福祉, 障害者福祉
	第2分科会 (教育・文化)	学校教育, 社会教育, 文化・芸術, スポーツ・レクリエー ション
	第3分科会 (安全・都市基盤)	防災, 有事, 消防・救急, 交通安全・防犯, 消費生活, 地球環境, 自然, 環境保全, リサイクル, 省エネルギー, 新エネルギー 都市開発, 都市計画, 土地利用, 景観, 都市空間, 住環境, 上下水道, 空港, 道路, 公共交通, 駐車場, 自転車交通, 雪対策
	第4分科会 (産業・交流)	農業, 商工業, 中心市街地活性化, 雇用, 観光, イベント・コンベンション, 国際交流, 広域, 都市間交流

市民提言組織の運び

H26

市民

市民提言組織

5月

6月

7月

8月

9月

10月

全体会議

第1分科会
10名(2名)

福祉・子育て

第2分科会
10名(2名)

教育・文化

第3分科会
10名(2名)

安全・都市基盤

第4分科会
10名(2名)

産業・交流

(合計)40名
※()は公募人数

<分科会>

旭川における課題の整理(ワークショップ)

旭川の目指す姿の検討

計画骨子の考え方をまとめる

全体会議での発表資料(パワーポイント)作成

全体会議

市長に提言

市民発表会

<全体会議>

- 顔合わせ
- 趣旨・スケジュール説明
- 総合計画とまちづくり基本条例とは
- アイスブレイク

<全体会議>

- 各分科会発表
- 最終確認

現時点における本市のまちづくりの姿勢

現在までの状況

- 【世界】
- ・世界的な金融危機
 - ・原油価格高騰
 - ・新型インフルエンザ
 - ・高度情報化

- 【日本】
- ・人口減少, 少子高齢化
 - ・低成長→景気回復基調
 - ・東日本大震災・原発事故
 - ・環境問題
 - ・国際問題
 - ・地方分権の推進

- 【北海道, 道北, 旭川】
- ・人口減少, 少子高齢化, コミュニティの変化
 - ・低迷が続く地域経済
 - ・扶助費の増など厳しい財政状況
 - ・老朽化が進むインフラ
 - ・市民意識の変化

市民主体のまちづくりの更なる発展

地域資源	
<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動, 産業, 文化活動など各分野における市民の活躍 ・知識や経験を持った人材が多く存在 	
課題	目指す方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・市民が主体的に活躍できるための環境が不十分 	<ul style="list-style-type: none"> ・自らの意思に基づき幅広い分野で充実した活動を行える環境づくり ・市民と行政の協働に更なる推進 ・まちづくりの担い手づくりの推進

魅力と活力のあるまちの実現

地域資源	
<ul style="list-style-type: none"> ・北北海道の拠点都市であること ・旭川の優位性や特徴(交通の要衝であるなどの地勢, 産業, 観光施設, 医療・福祉や高等教育機関, 官公庁の集積など都市機能)(再掲) 	
課題	目指す方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・北北海道の市町村における更なる連携の可能性 	<ul style="list-style-type: none"> ・北北海道の市町村における更なる連携の強化 ・北北海道全体の発展に向けた取組の強化 ・本市の拠点性の更なる発揮

ひと

市民がいきいきと活躍できるまちづくり

広域

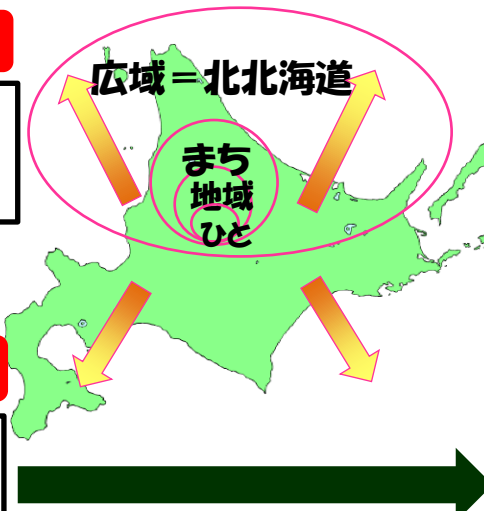
北北海道における拠点性を発揮するまちづくり

地域

市民が支え合いながら安心して暮らせるまちづくり

まち

地域資源をいかし, 将来にわたって活力があり, 住み続けられるまちづくり



地域資源

- ・町内会, 市民委員会などの地域のつながり
- ・市内各地域それぞれの特性
- ・地域の特性をいかした取組

課題

- ・少子高齢化の進行
- ・地域のかかわりの希薄化
- ・町内会などの地域活動団体の担い手不足

目指す方向性

- ・地域において互いに補完し, 協力し合う関係づくり
- ・地域の主体性をいかした取組の更なる推進
- ・担い手の育成

地域資源

- ・旭川の優位性や特徴(積雪寒冷地, 自然, 交通の要衝であるなどの地勢, 産業, 観光施設, 医療・福祉や高等教育機関, 官公庁の集積などの都市機能, 自然災害が少ないこと)
- ・旭川独自の文化(文化芸術, アイヌ文化)

課題

- ・積雪寒冷地
- ・地域経済の低迷
- ・地域資源の活用が不十分
- ・都市機能の充実が必要
- ・発信力不足
- ・環境負荷(積雪寒冷地)

目指す方向性

- ・地域資源を伸ばすための取組の強化
- ・地域資源を活用するための取組の強化(発信力の強化)
- ・都市機能の充実
- ・環境負荷の軽減

新たな総合計画によるまちづくり

まちづくり基本条例 4つの基本理念